

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 19 年第 1 回有田川町議会臨時会)

平成 19 年 2 月 16 日

午前 9 時 30 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 1 号 平成 18 年度 町単 第 1 - 2 3 号 南部高区配水池耐震補強・補修工事の請負変更契約について
日程第 5 議案第 2 号 平成 18 年度 簡水 2 - 2 号 吉原地区簡易水道施設整備工事の請負変更契約について
日程第 6 議案第 3 号 平成 18 年度 第 3 号 - 1 粟生簡易水道施設整備工事の請負変更契約について
日程第 7 議案第 4 号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合規約の変更について
日程第 8 議案第 5 号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について

2 出席議員は次のとおりである (26名)

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	亀 井 次 男
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
7 番	田 中 良 知	8 番	岡 省 吾
9 番	前 勢 利 夫	10 番	湊 正 剛
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	森 本 明
13 番	横 畑 龍 彦	14 番	殿 井 堯
15 番	浦 博 善	16 番	林 道 種
17 番	坂 上 東洋士	18 番	楠 部 重 計
19 番	新 家 弘	20 番	西 弘 義
21 番	中 西 正 門	22 番	中 山 進
23 番	竹 本 和 泰	24 番	大 岡 憲 治
25 番	橋 爪 弘 典	26 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである（1名）

3番 堀江 眞智子

5 会議録署名議員

9番 前勢 利夫 19番 新家 弘

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町長	中山 正隆	助役	山崎 博司
総務課長	須佐見 政人	清水行政局長	保田 永一郎
消防長	片畑 昌宙	企画課長	山崎 正行
福祉課長	東 敏雄	住民課長	星田 仁志
税務課長	赤井 康彦	出納室長	浜田 文男
情報管理課長	水口 克將	建設課長	中西 一雄
産業課長	東 信行	地籍調査課長	福原 茂記
水道課長	嶋崎 篤生	下水道課長	中井 勇
教育委員長	鈴間 稔	教育長	楠木 茂
社会教育課長	平内 竹信		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本下 浩久 書記 池尻 ひろ子

8 議事の経過

開会 9時32分

○議長（亀井次男）

おはようございます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達していますので、第1回有田川町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより平成19年第1回有田川町議会臨時会を開会いたします。

開議 9時33分

○議長（亀井次男）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、9番、前勢利夫君、19番、新家弘君を指名します。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

○議長（亀井次男）

日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

…………… 日程第3 諸般の報告 ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長より提出された議案は5件であります。

また説明員は、町長ほか18名であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより、議案の審議を行います。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（亀井次男）

お諮りします。

日程第4から日程第8までの議案5件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第8までの議案5件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、平成19年有田川町議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、たいへんお忙しい中ご参集を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成18年度町単第1－23号南部高区配水池耐震補強・補修工事の請負変更契約についてであります。

平成18年度町単第1－23号南部高区配水池耐震補強・補修工事の請負変更契約については、平成18年9月26日、第3回定例会において、契約金額5,775万円で議決をいただいているものでありますが、今回、配水池内部の水道水の塩素による躯体剥離耐力検査の結果、基準値より大きく下回っており、防水工事をする前に下地調整工事を追加計上することにより、633万2,550円増額の6,408万2,550円に変更契約を行いたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第2号は、平成18年度簡水2－2号吉原地区簡易水道施設整備工事の請負変更契約についてであります。

平成18年度簡水2－2号吉原地区簡易水道施設整備工事の請負変更契約については、平成18年9月26日、第3回定例会において、契約金額1億815万円で議決をいただいているものでありますが、今回、平成18年度国庫補助事業予算措置上の関係により、予算残額分について、配水管の布設延長で対処することにより、704万3,400円増額の1億1,519万3,400

円に変更契約を行いたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第3号は、平成18年度第3号-1 栗生簡易水道施設整備工事の請負変更契約についてであります。

平成18年度第3号-1 栗生簡易水道施設整備工事の請負変更契約については、平成18年6月27日、第2回定例会において、契約金額3億240万円 で議決をいただいているものでありますが、今回、既設給水区域内の新設水道管 布設に当たり、断水ができないために、仮配水管の設置上、及び二川3号配水管 760メートルについて、道路管理者との協議により、舗装復旧を全幅舗装 で実施し、また、交通誘導員の配置については、国道にかかる工事のみとして いたが、関係区及び警察署との協議により、町道部にかかる工事についても 誘導員を配置するなど、2,037万円増額の3億2,277万円に変更契約を行いたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第4号は、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合規約の変更について であります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、収入役制度の見直しが行われた ことに伴い、収入役を廃止し会計管理者を置くこととしたこと並びに新規加入 団体があつたため、当規約について所要の改正を行うため、議会の同意をお願い するものであります。

議案第5号は、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について であります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、収入役制度の見直しが行われた ことに伴い、収入役を廃止し会計管理者を置くこととしたこと並びに組織団 体の変更があつたため、当規約について所要の改正を行うため、議会の同意を お願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。

何とぞご審議の上ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて補足説明はありますか。

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。なお、休憩中に3階会議室にて全員協議会を開きますので、よろしくお願い致します。

~~~~~

休憩 9時40分

再開 11時18分

~~~~~

…………… 日程第4 議案第1号 ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

日程第4、議案第1号、平成18年度町単第1－23号、南部高区配水池耐震補強・補修工事の請負変更契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第5 議案第2号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第5、議案第2号、平成18年度簡水2－2号吉原地区簡易水道施設整備工事の請負変更契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

まあ、この財政難において、こういう、あんまり増額、増額というのは、やむを得ない限りいかなものかと思われますけども。この第2号については増額云々というよりも、予算が余ったから延長するという解釈でいいのですか。それとも延長するという意味でこの増額をあげているんですか。まず、それだけ先に。

○議長（亀井次男）

水道課長、嶋崎君。

○水道課長（嶋崎篤生）

ご説明申し上げます。

これにつきましては、18年度国庫補助対象事業費の中で、余った分を国へ返すという措置はとりませんので。これは継続事業になっておりまして、翌年度にしなければならない部分を今年の残予算をすべて消化して、国に対しての返還はしないで、工事延長して消化するというところでございます。以上です。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

工事延長して、やるということですね。

だったら、一応これで670万円ほどの予算が余ってますね。それで、この670万円の予算ということは、工事の入札価格から余った金額ですか。

それともう1つ、これに関連したコンサルの入札ありましたね。もちろん、詳細設計のコンサルの入札。やっていますね。日建と和歌山エンジニアリング、これたたきになったのかもしれないけど、40%以下で落ちてますね、この入札はね。少なくとも、この入札のときには設計価格では1,600万円ほどだった。その入札価格が630万円ほどで落ちてますね。多分、たたきになったと。このときにはもう既に1,000万円という金額が余ってきてるわけですね、根本的に言うたら。それと工事金額の入札価格から落とした価格というのは、これ90.099なんですけども、まあ91と考えると、その設計価格の差額、これ、どのぐらい差額出ますか。仮に1億の工事として、1割としたらざっと1,000万円。設計価格とこの金額と合わせて2,000万円の金額が余っているはずなんですわ。それに今回延長に使うのは700万円と。まあ、その工事は、全部まだ達してませんね、途中の工事ですね。ということは、ある程度の金額をストックしておかんと何が起こるかわからん、どういう変動が起こるかわからんということで、とってるのか。それとも、この余っている金額をどこかほかへ使ってやれとみたものか。これの増額で七百何十万あがってきた以外の金額というのはどういうふうになってますか。

○議長（亀井次男）

水道課長、嶋崎君。

○水道課長（嶋崎篤生）

ご説明申し上げます。

差額につきましては、議員おっしゃるとおり約2,000万円近くございます。その中で今回、増額をお願いするものは670万円余りということで、まだどこかへいってるんじゃないかということでございますけども、この中には用地費等の増もございます。そして、今現在この中に細かくは変更理由の中に載っておりませんが、岩盤の出た部分とか、その他もろもろで消化しております。結局、最終的にお金を確定できた額の中で、100ミリと75ミリの

延長分として700万円程度の増額をお願いするものであって、そのまでにその差額と合わせた2,000万円分の内輪の約1,300万円程度ですね、これにつきましては、既に用地費の補填、そして工事費の中で、岩盤掘削とかその他もろもろの諸費用で増えております。その中で余って最終的に額を確定できる範囲で増額できる分が700万円程度の管の延長ということになります。以上です。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

今の説明はわかりますよ。でも、岩盤出たとか用地買収に要ったとか、そういうことは、この予算の中の増額になりますね。違いますか。そうですね。それはまあそれでいいんですけども、延長分の670万円に関して、結局、これは随契で流れるわけですね。取った業者へ随契で670万円で委託するということですね。そうでしょ。だから、こういうのは一番気にかかる。そら法的に難しいんだったら仕方ないんですけどね。前に全員協議会でも前勢議員が言っていたように、なんでこういう工事を、そら書類上とか難しい面が多いと言いますけども、なんでいったんそこで切って、その予算で、こういう工事をなんで地元へ流してあげないのかなと。ほかの地元の業者へ行けないんだったら仕方ないけど。難しい問題はあると思いますよ。なんで、随契でそれをするのかなと。やっぱり、あくまでも、町長が言うてるように地元還元。皆、議員さんが質問しているように、やれない場合は仕方ないけど、なるべくなら地元の業者へ与えましょうと。税金を払うのは地元の業者なんで。だから、予算的に、これは補助事業でやってるから地元業者へ流せないんだと。ただ、手続き上ちょっと面倒やけど地元業者へやれるんやというんか、それはどっちですか。

○議長（亀井次男）

水道課長、嶋崎君。

○水道課長（嶋崎篤生）

ご説明申し上げます。

先ほどのご質疑でございますけども、地元業者さんにするという事は、別件で可能でございます。しかしながら、今現在となりますと時間的なものもありまして、本来ならば、これが12月中ぐらいに額が確定できれば改めて入札ということも可能なんですけども、現実には12月中旬ごろ以降ぐらいだったと思います、報告を受けていますのは。この時点でだいたい額が決まったと。その時点では、もう入札が難しい状況になってきておりましたので、今回はこの工事の流れの中で同じ方に契約すると。しかし、その中でも、現場的には一本道でありまして、結局、2カ所入ると中の住民の方が外へ出ていけないと、ど

うしても片方からおしていかんといけない工事になりますので、両方同時施工できれば別発注しても工事的には間に合うんですけども、別発注して、同時にかかると中の方が出られない。それと、もう1つは、この工事につきましては、融着という新工法でやっておりますので、これをできる業者さんというのは、有田川町では非常に少ないです。その中で実績もって初島組さんが今やられてるんですけども、継続してその方にやっていただくのが工事の性格上、最上ということを考えて、同じ方と契約させていただくということでお願いをするものであります。以上です。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

今、説明受けましたけども、まあ、いろいろな面がありますけども、やろうと思ったらやれるということですね。

それと、期間がない。これ、18年の6月6日にコンサルの入札して、そして積算して、そして指名業者を設定して、そして指名業者は閲覧して、そして入札価格出したわけですね。そうですね。そのときに、その期間がないって、この業者入札やったのはいつごろですか。そんなにせっぱ詰まってやって、期間がないという期間の入札ですか、この入札は。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

殿井議員さんの言われる地元へ出せということは、たいへん貴重な意見だと思って、僕もできる限りは地元へ出す、そういう指導もしています。今回の場合、これもできんことはないという課長の答弁ですけども、工事によってこれが6月とか5月ごろこういう残金が出てきたのであれば、またやることも。しかし、年度末の工事で、工事の完了期間が3月20日ということで、工事のその余った予算については、最近になっていろんな工事をしていく中で、最終的に今回補正させていただいてます金額が余ってきたと。その中で、やっぱり年度内の工事ということで、非常に事務的にも無理があったのかなという感じがあります。そして、これがまた年度の当初の、3月の工事であるとか4月、5月、6月、そこら辺で完了するような工期の工事であって、余ったのであれば、今後こういうことのないように指導していきたいなと思います。それでご了解を賜りたいと思います。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第6 議案第3号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第6、議案第3号、平成18年度第3号－1 栗生簡易水道施設整備工事の請負変更契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

たびたび申し訳ございません。

あのね、これは重要な問題で、この件の中にも地元業者へ発注できる工事というのはあると思います。これもまた期間がないとか、そういう答えだと思えますので、一応それは結構なんですけども。

この議案書の中の、何ページになりますか、変更の理由書ってありますね。ありますね。だから、この変更の理由なんですけども、いろんな何が入り乱れているから、既設の水道管をやって、そしてこの業者へやって、そして増額が約550万円というふうに、これ出てきますね。

これ、まず一番最初に伺いたいのは資料収集。コンサルが入札した場合に資料を収集しますね、資料収集。ということは、資料収集して現地調査に入りますね。さっき全員協議会で、森本議員さんがちょっと言われてましたように、現地調査に入って、ややこしいときは、試験掘りというのをやりますね。これは義務づけられてますね。一応、コンサルがやって、そして現地調査ありますね。そして、現地調査とかそんなんやって、一番肝心なのは設計の協議も、その時点で設計と地元の行政と協議しますね。ここがおかしい、ここがおかしい

ということで協議しますね。その設計の打ち合わせの記録もありますね。それ残ってますね。それは、今すぐ提出は可能のことですか。提出自体は可能のことか、まず1番目はそれだけ。もし可能であれば、打ち合わせ記録簿と設計協議簿、これをまず提出してほしいんですけども。

○議長（亀井次男）

水道課長、嶋崎君。

○水道課長（嶋崎篤生）

ご説明申し上げます。

先ほど殿井議員おっしゃられた記録簿でございますけども、ここ2年ぐらい前の分につきましては、必ず提出するようにさせておるんですけども、今現在の状況ではすべて出てます。ただ、これは16年の契約でございますので、ちょっとそれを確認させていただけますか。今そこで待機しておりますので、ちょっと確認します。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 11時37分

再開 11時38分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

水道課長、嶋崎君。

○水道課長（嶋崎篤生）

ただいま確認しましたところ、記録簿は作成していないということでございます。最近の分につきましては、すべて整っているんですけども、この16年の当時に清水町が発注した部分では、記録簿は作成していないということでございます。以上です。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

そら、あんたが旧吉備町の課長だから、それは別にあんたにどうこうという罪はないと思いますけども、やっぱり今もう現在合併してこの議会へ出てきておられるんですから。基礎ですよ、これは。それやのに、こういうね。多分ほな試験掘りもしてませんね。してませんね。それでどうやってこの設計価格が出てくるんですか。試験掘りも何にもしてない、資料もない、何もないって、どうしてこの設計価格が出てくるんです。こういうことをして初めて設計価格

というのは出てくるんでしょう。この工事に対して、ここの部分に対して、どのくらいの費用を使って試験やらんなんとか、そういうことをやるのは、コンサルが入札したときに現地調査へ入って試験掘りやって、そして、そのNTTとか水道、いろいろの面が乱れていると。ここはこういうことで危険性があるさかいて、そのためにこれ協議簿等をやるんですね。どこの業者もやりますね、これ。こんなに言うたら語弊ありますけども、旧吉備町はやってますね、これ。清水は、これをなんでやってないんですか。これはやらんなん義務がある。やらなければ、設計単価が出てこないでしょ。そんなん、およその目算ですか。ああ、こここないぼこぼこぐらいいけや、こここのくらい、このぐらいいけやていうことで設計価格出してるんですか。そんなことないでしょ。試験掘りをしないと、この中に、下にどんなものがあるやろ、NTTの何が入っているやろ、電気入って関西電力の何が入っているやろと、わかってこそ初めて、これ、既設を外へ流さなければ、これはややこしいということになって初めてそういう価格を入れて設計価格というのはここへ出てくると違うんですか。そんなもんやってません、ありません、やってませんでどうやってこの設計価格を出したんですか。その点だけお聞きます。

○議長（亀井次男）

水道課長、嶋崎君。

○水道課長（嶋崎篤生）

ご説明申し上げます。

今、殿井議員のご質疑ですけども、非常に細かいところまでコンサルさんに委託するという場合でも、試験掘りを計上しているか、またその地下調査を計上しているかということによって、あくまで標準的なものでしか現実にはコンサルさんはやりません。ただ、ここの部分はややこしいということが事前に判明している部分につきましては、試験掘りもしくは地下調査を特別に計上しますけども、普通の状態ではあくまで標準ということで委託しますので、特殊な部分がない限り計上してないので、あくまで、コンサル業者さんといたしましては、標準的なもので計画を出してくるということでございます。以上です。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

それは通らんでしょう。前もってある程度やってて、そのくらいの金額でやるって、そんなでたらめな行政の仕方ありますか。これ、はっきり言うてね、1番、2番、3番、4番まででたらめすぎますわ、これ。全協では、皆そんなに言うてませんけど。僕、なんで全協で言わなかったかということ、こういう記録を残さないとね、それで素通り、素通り、素通りって今まで何かにつけて素

通り面が多いんです、正直な話。これ金額、お金の問題で、見積もり出すのに、その試験掘りも何もかもやると、その見積もり出すとかどういう心境ですかと思うんですけど、まあ、それはそれで後は議員さんの判断でしょう。こんなでたらめなことでもならんやないかという議員さんがあれば、それはやっぱり追求していくでしょう。「これしやないわ、今回だけ大目に見ようやないか」まあ、そういうことでは、こういう行政とか議会の門はくぐれませんやん、はっきり言うて。これはもう全体的なことです。

それと2つ目ですが、町道の舗装の1級町道で60センチの掘削を舗装するんやったけど、もう全面舗装ということなんですわ。だから、これですわね、一番課題はね。こういうことは、当初の協議があれば、こういうことは、はなから詰んでる話なんです。補正と違いますよ。当初の。だから、この登記簿も協議簿も試験掘りもないっていうような、こういうでたらめなことしてるさかい、この2、3、4、5へ来てるんですわ、これ。当初でコンサルと慎重な検査して、やってれば、そういうことははなからわかってること。今、予算が余ったからって、どうのこうのするっていうのは、はなからこういうことわかってなかったらいかんということですよ。わかってたときに、たびたび申し訳ないんやけども、こういう舗装分で600万円。この600万円を、またこれ随契ですわ、機動へね。こういう枠があるんでしたら、別途にできるんやったら、なんで地元業者へやろうという、この行政の誠意というのは全く見られないということですよ。ややこしいさけ放っとけ、めんどくさいさけ放っとけいう。やっぱり地元業者へそれはやらないかんと真剣に思うんやったら、この600万円もやらないかんとするんやったら、この600万円も、もし別途で流せるんでしたらね、地元業者へ流してあげてほしいと。これはもう当然のことで、全議員さんがそう思ってます。

それと次に、全協のときにも言われたガードマンですわ。これは、設計の当初に協議してなかったらあかんことです。さっき説明聞いてたら、皆、質疑してることについて、いやこれはまた何やさけこうやさかいて説明してましたけども。これ、当初で協議を警察と。国道は一応予算組んでると。町道はガードマンに対して予算組んでないと。その増額で380万円あがってる、ね。こういうことも当初でしっかりその協議をしていけば、こんなんあがってくるはずがない。ということは、何にもしてないということですよ。

それと、5センチのアスファルト。規格は5センチでやったけど、その部分へ来たら20センチになってたと。これも現地調査して試験掘りやってたら、こういうミスは今ごろ増額であがっては絶対きません。たまたまあんたは、ここの議会へ出てるんやから、これあんたに質疑せんとあかんということで質疑させてもらってるんですけども。ということは、どういうふうなこういうふう

などコンサルとの協議のときに、いっつも慎重に協議してないということですか。そやから今ごろになって、こういういたらくなものがあがってくるということです。こんなん、試験掘したら一発でわかりますやん。違いますか。5センチのやつが7センチになったというんやったらわかりますけども。5センチのやつが20センチになったら、これは素人目でもわかります。だから、こういう増額であがってくる予算というのは、おかしいんですね。それで当初のときに、このガードマンにしろ何にしろ、当初のときに協議がなかったということですね。最初一発目の質疑したときに資料収集、そして現地調査、そういう打ち合わせ簿というのがないということは全く。ほやけど不思議でかなわんのやけど、こういうものが全くなかったのに、よう設計価格出てきましたね。これは、僕は直接その清水の担当者に聞きたいんですけどね。

その点、まあ一番の担当者にお聞きせんと仕方ない、あんたが議会に出てる以上それは仕方ないんで。やっぱりここの点の抜かりってというのは、どう思いますか。

○議長（亀井次男）

水道課長、嶋崎君。

○水道課長（嶋崎篤生）

ご説明申し上げます。

今のご質疑の舗装の件でございますけども。これも水道という工事の性格上、掘っからすぐ埋めていかんなん。そやから、これだけを放って別に入札すればどうか、それはできないかと言われれば、できないことはないと思います。しかしながら、その流れの中で舗装復旧と一緒にやっていかんなんということで、一緒にやることにすれば、地元の人たちに少しでも迷惑かからないと。早く通行できる、安全にできるという観点から変更させてもらうものであります。

それと次の誘導員でございますけども。これは、あくまで入札が終わって、契約者が決まってから警察と請負者が協議して、そして決めていくという流れになっておりますので、一応、設計段階では最低限、国道に関しては、誘導員なしではできないだろうということで、国道の分のみ計上していたということで、後ほど地元との協議の中で町道分においてもすべてつけようということになった分について計上して増えたということになります。

それと4番目のアスファルトの厚さにつきましては、これは全く、役所の方がもっと注意深くやっておれば事前にわかっていたと思います。それはもうこちらの方のミスだと思います。以上です。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

このガードマンに関して、町道の部分は入ってないってことですね。業者が仮に設計で閲覧するでしょ。そのときに役所が金入りの持ってますね。金入りの持ってますでしょ。その金入りのやつでも、この町道の分のガードマンの何はあげてないっていうことですね。あがってなかったっていうことですね。だから、当然、業者もその設計を閲覧したときに、その町道の分のガードマンの分は入ってなかったっていうことです。それで、今現在、これ、警察へ協議して何やるのは町と違って業者ですね。町が警察へ行って、ガードマンいらん、どうせえっていうんじゃないしに、業者と警察の問題ですね。ということは、入ってないのがおかしいん違いますか。その図面へ町道に関して、ガードマンの件については、別途工事ですといううたい文句が入ってるわけです。別途に、あと後日、検討してくださいということは入ってないんですか、入ってるんですか。入ってたら、これは業者がやるべき問題ですね、さっきから全協でやってるのは。そういう質問ですよ。これすべて町の行政は全部こういうシステムということですか。そうですか。ふうん。ほいたら、この増額は業者から「これだけ費用加算するので、すみませんけども増額お願いします」って、あんたどこへ頼みにくるものですか。それともあんたが町へあげるものですか。それだけ聞いて、もう終わりますけども。

○議長（亀井次男）

水道課長、嶋崎君。

○水道課長（嶋崎篤生）

今のガードマンの質問でございますけども、ガードマンにつきましては、警察と協議した中で、住民環境課の方でつけなさいということで、町の支持に従って、業者がやってるものがございます。あくまで業者の方からつけてくださいとか、そういう話ではございません。警察との協議の中で、それやったらつけようということで、うちの方から指示して出すものがございます。その時点で初めて設計に計上ということで、業者の方から申請してくるとか、そういうものでは決してございません。以上です。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

殿井議員さん、いろいろご指摘ありがとうございました。

設計については、当初はなるべく安い方法でせよということで、させてますけれども、その結果がですね、やっぱり、今日はわかったように、もう少し精査をしていけば、何でもなかったことという部分がたくさん、今までもあったと思いますけども、これからは、もう設計の段階でいろんなことを精査しながら

ら、1回設計したものをまたやり直すというようなことのないように、これはもう水道課だけじゃなしに、建設課も含めてですね、今後、指導していきたいと思います。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

9番、前勢君。

○9番（前勢利夫）

本件につきまして、反対意見を申し上げたいと思います。

多くは申し上げませんが、私も全協の中で、いわゆる地方自治体に許されております契約事項は、自治法234条、これに伴う施行令167号によって、極めて明白に規定づけられております。いわゆる契約行為は、当然、私権の延長でございます。同時に公権をも意味しまして、冒頭に申し上げましたとおり、公共事業については、自治体においてその契約いわゆる一般競争入札、指名競争入札、随意契約この3点に限定されておるわけでございます。

殿井委員長も申されましたとおり、この3号については、出身地の議員として誠に不勉強でございます。こういうことがまかり通っておったのかという議員としての当然、負託されております検閲権についての勉強不足を今さらのように痛感する次第でございます。先生のご指摘のとおり、コンサル委託した限り最終協議は絶対的に行わなければならない。しかも、その記録はきちんと保存する、これは義務でございます。これがなされておらないということは、まさに議員の持つ100条にも該当すべきゆゆしい問題だと思えます。こういう形で旧清水町も含めましてですね、今までの水道工事がこれだけの分じゃなしに、そういう形で行われておったとしたら、大変な事態でございます。

こういう面から、今、長も申されましたが、今後こういう点には、厳重に注意して公正を貫くと、こういう最終的なお言葉でございます。それはそれで良といたしますが、まさに現実の問題として、十二分に、私は全員協議会の中でも申し上げました、これからの入札、許された範囲の取り扱いについて、十二分にひとつ勉強していただきたいということを要請すると同時に、この件については、不備な点が多々あることと存じまして、反対するものでございます。以上でございます。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ございませんか。

15番、浦君。

○15番（浦 博善）

議案第3号、平成18年度第3号－1 栗生簡易水道施設整備工事の請負変更契約について、賛成の立場から討論させていただきます。

本工事内容の理由については、十分理解のできるものであり、また、限りある予算の中で、できるだけよい工事を住民に迷惑をかけないようにやっという執行部の気持ちも十分わかることであり、私も土木の設計者、また施工管理の技術屋の1人として、これから幾多の工事がこのように起こってくると思いますが、基本はやはり、よい工事を安い状態で発注するということが最善の目標であると思しますので、もし変更のないような形で事業を進めようとするならば、必要以上の調査費、また、過大な設計工事費の計上もやむを得ないようになるのではないかと危惧しております。

私としては、最低限の設計条件で発注し、必要な分だけの増額という方法は正しいのではないかとと思ひまして、この案件について賛成をいたします。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第7 議案第4号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第7、議案第4号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合規約の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 8 議案第 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 8、議案第 5 号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

続いて、討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

これで、会議を閉じます。

平成 19 年第 1 回有田川町議会臨時会を閉会します。

~~~~~

閉会 12 時 01 分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

有田川町議会議長 亀井次男

9番議員 前勢利夫

19番議員 新家弘